5・4定 意見書案第4号

市民生活を支える地域公共交通を維持するための財政措置拡充を求める意見書について

市民生活を支える地域公共交通を維持するための財政措置拡充を求めることに関して、 別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年12月12日

旭川市議会 議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

植 木 だいすけ 江 川 あ や 塩 尻 英 明 髙 橋 紀 博

小 林 ゆうき

高木 ひろたか

品 田 ときえ

高 見 一 典

市民生活を支える地域公共交通を維持するための 財政措置拡充を求める意見書

地域公共交通は,市民生活の中で必要な移動を支え,経済活動を行う上で不可欠な 社会基盤である。人口減少・少子高齢化の進展により,交通弱者の買物や通院などへ の対応や,地球温暖化といった環境問題への対応など,地域公共交通の果たすべき役 割は,ますます重要になっている。

交通政策基本法,地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、令和5年4月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が公布され10月1日に施行された。

しかしながら、全産業平均賃金よりも処遇が低い上に長時間労働であることから交通労働者の不足が課題となり、有効な解決策は見通せていない現状がある。生活に必要な路線であっても交通労働者の不足から路線の廃止や縮小が行われ、新型コロナウイルス感染症や燃料高騰の影響を受け、交通事業者の企業努力だけでは地域の移動を支えることは難しい。アフターコロナにおいて、インバウンド消費の見込める個人観光需要が高まる中、地方自治体にとって公共交通網の維持は喫緊の課題とも言える。

よって、国においては、地域公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域経済・社会を作っていくため、また、地域公共交通の維持・充実のため、国の財政支援措置を拡充するとともに、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 公共交通の利用促進に資する支援制度の創設を進めること。
- 2 エッセンシャルワーカーである交通労働者の確保のためにも,実効性のある仕組 みの検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会